

# 子ども被災者支援法基本方針 概要

## ポイント

支援の対象地域については、法第8条に基づく「支援対象地域」に加え、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を設定し、きめ細かな被災者支援を実施。

## 1 施策推進の基本的方向性

放射線による健康不安を感じている被災者や、それに伴い生活上の負担が生じている被災者に対し、基本方針に基づく支援により、被災者が安心して生活できるようにする。

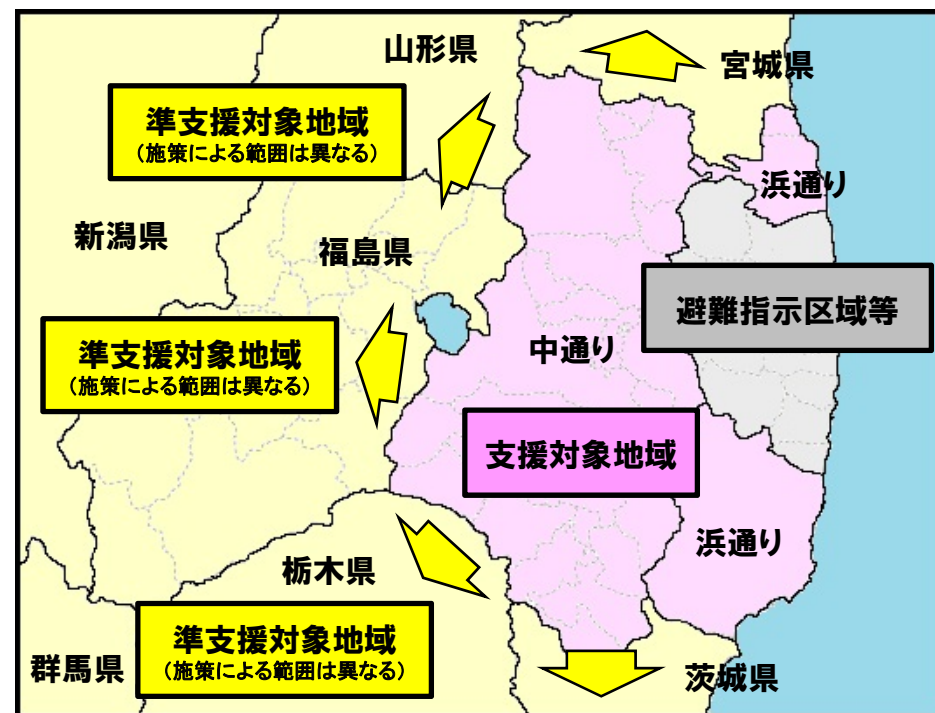
## 2 支援の対象地域

### (1) 支援対象地域

原発事故発生後、相当な線量が広がっていた福島県中通り・浜通り（避難指示区域等を除く）を法第8条に基づく「支援対象地域」とする。

### (2) 準支援対象地域

支援対象地域以外の地域に、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を定める。



※「準支援対象地域」は、施策ごとに設定

## 3 施策の基本的事項

被災者支援施策パッケージ（平成25年3月15日発表）に盛り込んだ施策のほか、福島近隣県を含めた外部被災状況の把握、自然体験活動、民間団体を活用した被災者支援といった施策について拡充・検討予定。

## これまでの取組を拡充(検討中を含む)する施策の例

### 福島近隣県を含めた外部被ばく状況の把握

- ・これまでの福島県民を対象とした外部被ばく線量等の調査のほかに、福島近隣県における個人線量計による外部被ばく状況の把握。
- ・福島近隣県を含めた健康管理に関する支援の在り方を検討するための有識者会議を開催。



### 自然体験活動の充実

子どもが屋外でのびのびと活動できるようにするため、今後、学校等が行う自然体験活動・交流活動事業について、福島県内のほか、新たに福島県外についても支援を検討。



### 民間団体を活用した被災者支援の拡充

福島県から県外へ避難した被災者に対し、

- ・避難元・避難先に関する情報提供
- ・避難者からの相談対応

などの事業を、NPO等民間団体を活用して新たに実施。



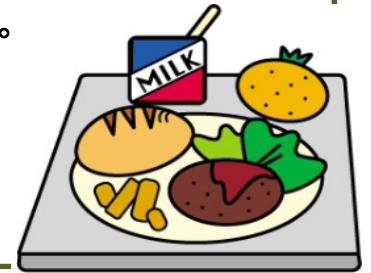
### 学校給食の放射性物質検査の実施地域の充実

学校給食のより一層の安心確保のため、学校給食の放射性物質の検査を行う。

(対象地域)

青森県・岩手県・宮城県・福島県・  
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・  
千葉県・新潟県・長野県

※ 本年7月において9県から11県に充実



### 住宅についての支援拡充

- ・借上住宅(民間賃貸住宅等を活用した応急仮設住宅)の供与期間を、全国で平成27年3月末まで延長。
- ・支援対象地域に居住していた避難者の公営住宅への入居の円滑化を支援。



### 就労支援施策の拡充

マザーズハローワークの充実や、民間事業者を活用した長期失業者支援の拡充により、避難者が多い地域における就職支援の強化を検討。

